



平成 28 年度

# 進路のてびき

愛媛県立宇和特別支援学校(知的障がい部門)



## 平成 28 年度進路のてびき（目次）

ページ

1	はじめに	1
2	高等部卒業後の進路について	1
3	就労に関係する支援機関	6
4	家庭でできるキャリア教育	7
5	施設入所、グループホームなどの利用	8
6	本校の進路関係行事	10
7	障がい者福祉の相談窓口	10
8	進路決定までの流れ	11
9	中学部現場実習	11
10	高等部現場実習	12
11	長期休業中の個人実習	13
12	平成 28 年度高等部現場実習(校外実習)における実習先	14
13	愛顔のえひめ特別支援学校技能検定に向けた取組	16
14	おわりに	17
	参考資料①障害者総合福祉法における障がい福祉サービス	18
	参考資料②障害者手帳のメリット	20
	参考資料③就労に関係する支援機関	20
	参考資料④愛媛県中予、南予地域の施設入所支援サービスを有する施設	21
	参考資料⑤南予地区の主な障がい福祉サービス事業所	22
	参考資料⑥南予地区の地域活動支援センター	23
	参考資料⑦市町役場福祉課	24
	参考資料⑧相談支援専門員	24

## 1 はじめに

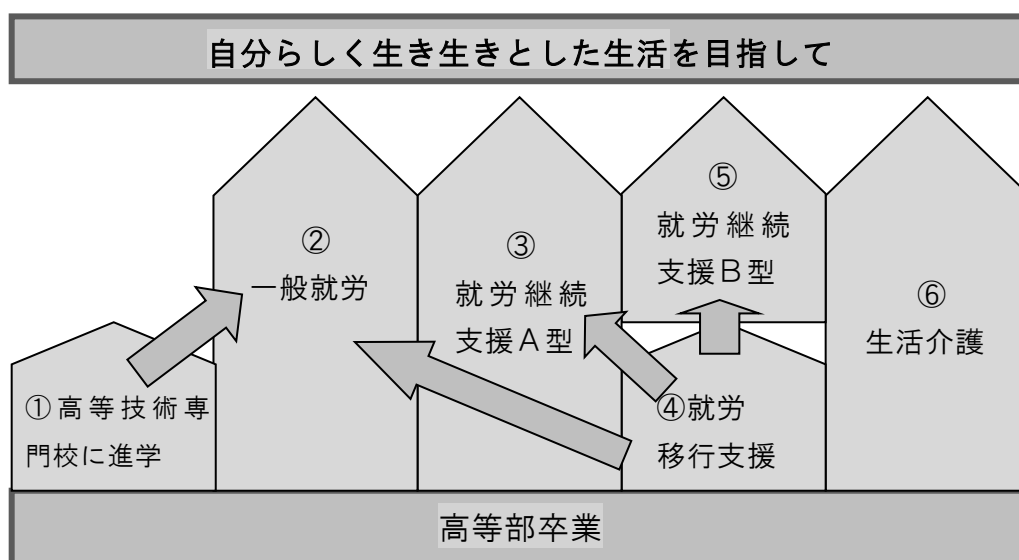
お子さんの進路について考えることは、今の生活をより良くするための糸口となります。お子さんが本校卒業後に社会へと巣立っていく姿を思い描き、「まだ早い」と思わず、今からやっていけることを一緒に考えていきましょう。この「進路のてびき」が、その一助になれば幸いです。

## 2 高等部卒業後の進路について

卒業後の生活について考えたとき、「どんな仕事を」「どんな場所で」するか、希望や疑問などが出てくることと思います。進路先、いわゆる「働く場」について考えてみましょう。

### (1) 「一般就労」と「福祉的就労」

本校卒業後の進路としては、大きく分けると二つあります。一つは一般の事業所に就職する「一般就労」です。もう一つは障がい福祉サービス事業所を利用する「福祉的就労」です。



上の図は、本校高等部を卒業した後の進路先をイメージしたものです。図の左側から、①は、卒業後、高等技術専門校に進学し、一般就労を目指す進路先です。②の一般就労は、一般の企業等に就職して働くことを意味しています。③～⑥は、障がい福祉サービス事業所を利用する進路先(福祉的就労)です。③の就労継続支援A型事業所では、最低賃金(時給717円)が保障されています。④の就労移行支援事業所は、一般就労等への移行に向けて、福祉サービスの利用を通して、その人にふさわしい就労先を検討していく場です。⑤の就労継続支援B型事業所は、利用する人に合わせて働く場が提供されています。⑥の生活介護事業所は、創作活動や生産活動、余暇活動等の場が提供されています。

平成27年4月から、本校高等部を卒業後すぐに⑤の就労継続支援B型の事業所で働くためには、在学中に④の就労移行支援事業所による就労アセスメントを受けていただくことが必要になりました。

今年度は⑤の就労継続支援B型事業の利用に向けて、夏休み中（7・8月中）に、就労移行支援事業所において就労アセスメント（体験実習を通して）を受けていただきました。そのため6月に、お住まいの市町福祉課へ、「就労継続支援B型事業を利用するための就労アセスメント」の申請を行っていただきました。 ※就労継続支援A型事業所については、福祉サービスを利用しながら、労働契約も結んでおり、最低賃金が保障されています。統計上では、就労継続支援A型の事業は、就職者として数値を処理しています。

## （2）進路状況

過去5年間の本校高等部を卒業した生徒の進路状況は、次の表のようになっています。各年度毎の卒業生（訪問教育も含む）の進路について示しています（各年5月現在の数値です）。過去5年間に於いて、約20%の卒業生が就職しています。また、就労移行支援・就労継続支援・生活介護などの福祉サービス事業所で働いている卒業生は約70%です。その他に、高等技術専門校への進学や在宅における家事手伝いなどがあります。

※ 高等部卒業生の進路と就職率（小数点以下四捨五入）

卒業年度 (平成)	卒業生 総数	在宅等	高等技術 専門校等	福祉的就労			就職		就職率
				就労移行	生活介護等	就労継続 B型	就労継続 A型	一般就労	
23年度	34	2	1	16	5	2	0	8	24%
24年度	36	1	0	9	11	10	0	5	14%
25年度	41	4	3	9	9	6	1	9	24%
26年度	35	1	0	9	7	8	2	8	29%
27年度	38	2	0	10	7	11	0	8	21%

## （3）就職先

一般就労や就労継続A型事業所への就職者の仕事の内訳は、農業と食品関係の製造業が多く、続いてスーパーやホームセンターなどへの小売業、ホテルの清掃、高齢者福祉施設での介護補助などの仕事に就いています。

※ 卒業時の就職先

卒業年度	事業所名/所在地	計
23年度	(株)シロモト食品/大洲市 (有)トキワ/保内町 フジ宇和店 三幸園/吉田町 酒井住建/吉田町 (有)ヤマカツ産業/宇和島市 高田商店(株)/鬼北町 フジ南宇和店	8名
24年度	アンビションうちこ園/内子町 ユーミーケア内子 (株)アール・シー・フードバック/宇和町 (有)入田瓦店/鬼北町 (有)ヤマカツ産業/宇和島市	5名
25年度	三原産業(株)/大洲市 (株)ステップコミュニケーション/八幡浜市 マルハフーズ(株)/宇和町 (株)コパン/宇和町 広見広楽荘/鬼北町 善廻屋/鬼北町 フジグラン北宇和島 フジ宇和島店 A-MAX愛南店 なんぐん市場/愛南町	10名
26年度	(有)大石フーズ/大洲市 ホームセンターダイキ八幡浜店 (株)ステップコミュニケーション/八幡浜市 (株)オキノ/西予市 (株)トモニー・えひめ/鬼北町 ガイヤエクスプレス/宇和島市 JAえひめ南/宇和島市 愛南町社会福祉協議会 タケダファーム(有)/愛南町	10名
27年度	キネマ/大洲市 大洲中央病院 DCM ダイキ大洲店 西予市役所 西予市乙亥会館 みのり苑/西予市 マルナカ宇和島店 紙ひこうき/宇和島市	8名

平成 28 年 4 月からは、障害者差別解消法が施行され、職場への理解啓発を進めながら、障がいの特性に対する理解も進んでいくことが期待されます。しかし企業は利益を生み出してこそ成り立つものです。就職するためには、企業からの歩み寄りとともに、職場で働くために必要な資質を育てていく必要があります。

本校高等部では、「現場実習」を実施しています。この現場実習を通じて、様々な産業現場での仕事を体験し、働くために必要な態度や技能等を学びます。

現場実習は、ほとんどの場合、雇用することが前提ではなく、体験のみを前提としていますが、企業に雇用意欲があり、本人の働く態度や能力が認められた場合には、就職が実現しています。現場実習についての詳しい内容については、「高等部現場実習(P12 参照)」を御覧ください。

#### ア 就職するために必要な資質

企業に就職するために必要なこととして、次のような事柄が挙げられます。

- ・着替え、入浴、食事、排せつ等、日常の身辺処理において自立しており、規則正しい生活を送っている。
- ・働きたいという強い意欲がある。自ら進んで仕事ができる。
- ・気持ちの良い挨拶、返事、適切な報告や相談ができる。
- ・長時間働き続ける体力と根気がある。
- ・作業内容の変化に柔軟に対応できる。・・・等

一人で正しく働くことができ、周りの人とのコミュニケーションが取れる人でなければ「一般就労」は困難になります。



#### イ 給料について

本校の進路課が就職の橋渡しをする場合、ハローワークを通じた正式な雇用を基本としています。その場合、当然、最低賃金（時給 717 円）以上の賃金が保障されます。ただし、最低賃金の減額特例やハローワークを通さない縁故雇用等、例外的に最低賃金を下回るケースもあります。

#### ウ 卒業後の就労支援について

「一般就労」をした本校卒業生のうち、何らかの事情で離職せざるを得なかった人がいます。会社の倒産や結婚退職等、理由は様々ですが、職場での人間関係のトラブル等、職場での不適応で辞めてしまった人もいます。

本校進路課では卒業後 3 年間をめどに、就職した卒業生や就労先の相談に対応しています。また、障がいのある人を支援する機関が増え、学校以外のサポート体制も充実してきました。職場への定着を確実にするためには、こうした支援機関のサポートを積極的に受けることが重要になります。

詳しくは、「就労に関係する支援機関(P6 参照)」を御覧ください。

#### (4) 福祉的就労

数多くの卒業生が、障がい福祉事業所で働いています。就職することに、今一つ自信がなかったり、もう少し力を付けてから一般就労に進もうと考えたりと、障がいの特性を理解してもらえる協力者の下で働いています。また、安心して生きがいを持って時間を過ごそうと考え、障がい福祉事業所を利用しています。現在卒業生が利用している障がい福祉事業所は、次の表のように 50 か所以上あります。

#### ※ 本校卒業生が利用している障がい福祉事業所

地域	福祉事業所名（略称にて記載）
松山	松山福祉園 久谷（ワークハウス久谷） はばたき園 みどり園
東温	しげのぶ清愛園
伊予	伊予なぎさ園（空と大地）
内子	うちこ工房 ほうしこ作業所
大洲	大洲学園 大洲育成園（桃太郎工房） あいわ苑 夢・たまご かみやま あゆむ苑 サポートおおず
八幡浜	いきいきプチファーム 浜っ子共同作業所 KOHOLA わくわくみらい館やわたはま
伊方	ワークいかた
西予	希望の森 松葉学園（いっとき館） 虹 まつば共同作業所 宇和ひまわりの郷 KOHOLA SHOW-YA（あい笑） 野村学園 野村育成園（あおぞら） たんぼぼ工房 レインボーアグリ
宇和島	豊正園 八つ鹿工房 はまゆう共同作業所 たんぼぼスマイル たちばな作業所 フレンド（シェイクはんど） くり～むしちゅう グリーン工房 ゆいの里 あけぼの園 A・I Hope ゆいまーる
鬼北	南愛媛療育センター トモニー・えひめ ひだまり工房
松野	フレンドまつの（フレンド） ライフまつの
愛南	いちごの里 こころ ワークハウスたちばな なんぐん市場 南生
宿毛	宿毛授産園 ワークセンターすくも

#### ア 就労継続支援B型事業所の利用に係るアセスメント

平成 26 年度までは、生徒が卒業後働きたい事業所で実習し、本校や就労継続支援B型事業所（現場実習先）からの意見書を市町福祉課に提出することで、就労継続支援B型事業所の利用が認められていました。

しかし、平成 27 年 4 月から、本校生徒が卒業後すぐに就労継続支援B型事業所で働くためには、在学中に就労移行支援事業所による就労アセスメントが必須となりました。

そこで平成 27 年度は、10 月の高等部後期現場実習を通じて、就労アセスメントを実施していただきました。6 事業所において、アセスメントを行っていただき、卒業後の進路につなげることができました。しかしながら、短期間（5 日間）でのアセスメントであったため、就労移行支援事業所等に御迷惑をお掛けしてしまいました。そこで、今年度は、就労継続支援B型事業所の利用に向けて、夏休み中（7・8 月中）に、就労移行支援事業所において就労アセスメント（体験実習を通して）を受けていただきました。

## イ 就労継続支援B型事業所の利用に向けた流れ

- 対象生徒：卒業後すぐに就労継続支援B型事業所の利用を希望する生徒  
(利用の可能性のある生徒)。
- 対象にならない生徒：卒業後すぐに一般就労を希望している生徒。就労移行支援、就労継続支援A型、生活介護、地域活動支援センターの利用等の福祉サービスの利用を希望している生徒。

## ※ 就労アセスメントの流れ

	内 容	提出者→提出先等（時期）
1	「就労継続支援B型事業所の利用に係るアセスメントについて」連絡（本文書の配布）する。	学校→保護者（5月）
2	「就労継続支援B型事業所を利用するための就労アセスメント」の申請をする。（就労移行支援・計画相談支援給付費の支給申請）	保護者→市町福祉課（6月）
3	保護者が選択した相談支援事業所へ、就労移行支援についての「サービス等利用計画案」作成を依頼する。	市町福祉課→相談支援事業所 〔※市町によっては、保護者から依頼する。〕
4	就労移行支援事業所と協議し、「サービス等利用計画案」を作成し、保護者の同意を受け、「就労アセスメントのための暫定支給決定に係るサービス等利用計画案」を提出する。	相談支援事業所→市町福祉課
5	就労アセスメントのための暫定支給決定を行い、受給者証を発行する。	市町福祉課→保護者 〔※市町によっては、相談支援事業所を通じて、保護者に手渡される。〕
6	就労アセスメントを実施（夏休み中の体験実習）し、就労アセスメントの結果を取りまとめ、資料を提供する。	就労移行支援事業所→保護者 〔※市町福祉課・相談支援事業所にも資料を提出する。〕

生徒が18歳未満の場合、福祉課から児童相談所への手続きも行われます。  
(その場合、手続きにも時間を要します。)

### ○就労アセスメントの内容

作業場面等の観察により、作業の正確性や意欲など、就労面の実態把握を行います。

### ○就労アセスメントの実施期間：2週間～1か月程度

### ○その他：申請に必要なもの：印鑑・療育手帳・個人番号（マイナンバー）通知カードなど

南予地域の就労移行支援事業所は、宇和島市は2事業所ありますが、他の市町では各市町に1つあるだけです。卒業後の進路を考える中で、就労継続支援B型事業所の利用だけではなく、アセスメントの取り扱いについて、各関係機関との共通理解の下、生徒にとってより良い方法や内容を共に考えていきたいと思えます。

## ウ 障がい福祉サービス

障害者総合支援法に基づく福祉サービスを「障がい福祉サービス」と言い、サービスを提供する施設等を総称して「障がい福祉サービス事業所」と言っています。具体的な事業所やサービスについては、「障害者総合支援法における障がい福祉サービス(P18 参照)」・「南予地区の主な障がい福祉サービス事業所(P23 参照)」を御覧ください。

障がい福祉サービスは「選ぶ」時代です。できるだけ早い時期から様々な障がい福祉サービス事業所を見学したり、実際に体験したりしながら、卒業後の進路について御検討ください。地域の事業所の方に、お子さんのことを知ってもらうことはとても大切です。放課後等デイサービス・日中一時支援・短期入所等、在学中から利用できるサービスもあります。詳しくは、お住まいの市町福祉課(連絡先:P25 参照)へお問い合わせください。

実際に障がい福祉サービスを利用するためには、「障害者手帳」や「障がい福祉サービス受給者証」を取得する必要があります。申請は本人が在住している市町福祉課で行います。障害者手帳については、「障害者手帳取得のメリット(P19 参照)」を御覧ください。

なお、卒業後の具体的な福祉サービスの利用については、高等部3年生の現場実習や長期休業中の利用・体験(各自で申し込む)等を通じて、御希望の障がい福祉サービス事業所に相談します。利用できるようであれば、お住まいの市町福祉課に卒業後の利用申請をします。

## 3 就労に関する支援機関(連絡先:P20 参照)

### (1) ハローワーク

就職希望者は、高等部3年生の7月に、地域のハローワークに対して就職に関する相談をします(求職受理相談)。各地方機関(大洲・八幡浜・宇和島)と連携して様々なアドバイスをしたり、就職する際に必要な手続きを行う等、中心的な役割を担います。

### (2) 障がい者就業・生活支援センター

雇用、福祉、教育等の各機関と連携しながら、障がいのある人の職業生活における自立を図るために必要な支援をする機関です。

本校生徒が登録した場合、在学中は学校が主体となって進路指導を行います。定期的に情報交換を行っているため、就職決定後もスムーズな支援体制を築くことができます。また、卒業後、就職が決まらない場合も、自立を目指した相談や支援を受けることができます。(登録無料)

### (3) 愛媛障害者職業センター

障がいのある人に対して、ハローワークと協力して、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から、就職後の職場適応のための援助(ジョブコーチ)まで、障がいのある人の個に応じた継続的なサービスを提供しています。



#### (4) 高等技術専門校

高等技術専門校は、中学校、高等学校を卒業した人や離職・転職を希望する人などを対象に、職業訓練を実施する県立の公共職業能力開発施設です。愛媛県には、新居浜・今治・松山・宇和島の4校があります。

#### (5) 宇和島高等技術専門校

校内には、障がいのある人のためのコースはありませんが、企業での実習を通じて就職を目指す「実践能力習得科」があります。ハローワークや就業・生活支援センターと連携しながら障がいのある人の就職先の開拓を行っています。就労に向けて3か月程度（1か月から可）の訓練期間を設定して、現場での実践を積んでいきます。

#### (6) 松山高等技術専門校

知的障がいのある人を対象とする「販売実務科」というコースがあります。スーパーマーケット等の後方支援業務（商品パッキング、補充、陳列等）、パソコン操作、及び清掃作業訓練に関する知識・技能の習得等を行いながら、企業への就職を目指します。

入校に際しては、学力検査(国語、算数)、作業能力検査、面接(保護者同伴)による選考(2月下旬)があります。訓練期間は6か月間、年2回(前期・後期)10名ずつの募集となっています。

南予在住の場合、自宅から通える人は限られるかもしれませんが、愛媛県社会福祉事業団(高等技術専門校とは別組織)が運営する「宿泊型自立訓練事業所 とうご清友寮」を利用できれば通勤も可能です。

### 4 家庭でできるキャリア教育

「キャリア教育」というと、「就職についての勉強」「高等部で勉強すること」というイメージがあるかも知れません。しかし、「卒業後の生活のために、今何をすべきか」という考えに立てば、「キャリア教育」はごく身近なところにあります。一例を挙げれば・・・

小学部	挨拶、食事のマナー、清潔、自他の区別、意思決定、一人での移動 等
中学部	自発的な挨拶・返事、身だしなみ、言葉遣い、時間の概念 礼儀作法、体力、余暇活動 等
高等部	場面に応じた挨拶・返事、報告、良い姿勢、交通機関の利用 生活範囲の拡大、働き続ける体力、余暇利用 等

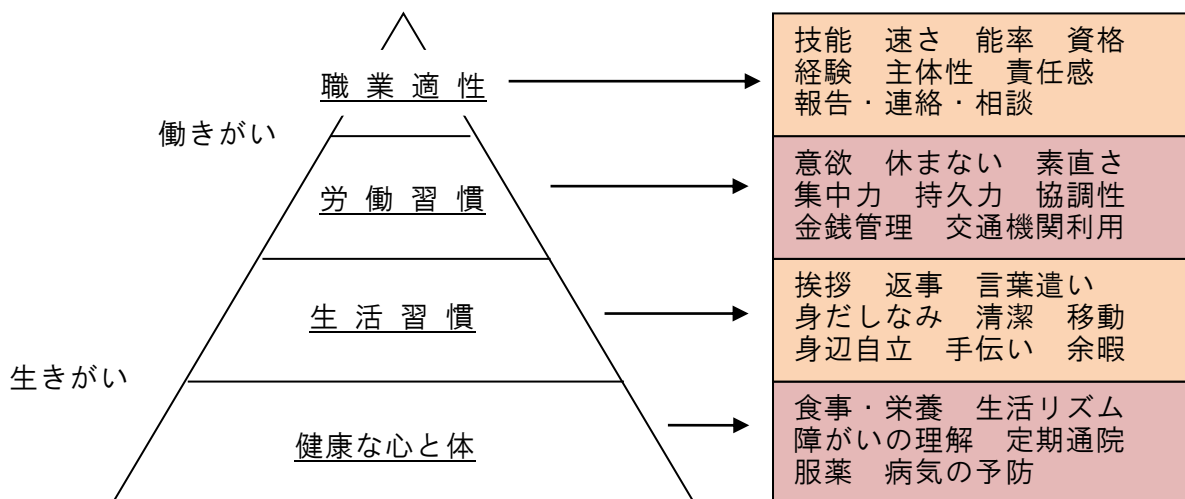
上に挙げたような事柄は、日々の生活の中で、ついつい見過ごされがちです。

しかし、どのような進路を選択するとしても、挨拶や身だしなみ等の「基本的な生活習慣、基本的な生活態度」の定着が大切なのは言うまでもありません。

それぞれの年齢、発達の段階において身に付けるべき「当たり前のこと」を、家庭や学校においてしっかりと実践することが、大切なキャリア教育です。



普段からの心構えやちょっとした工夫によって、お子さんの持っている力を引き出すことができます。そして、人の役に立つこと、周りの人に喜んでもらえることを自らの喜びに感じられる気持ちを育むことが大切だと思います。今一度、できることから見直して、始めてみましょう。



ピラミッド型の図は、障がいの有無に関わらず人が働く上で必要とされる事柄をその優先順位で並べた就労準備性ピラミッド（相澤，高齢・障がい者雇用支援機構）に、修正を加えた図です。働く生活を支える力として、その土台となるのは、健康な心や体です。毎日の食生活や健康管理が何よりも大切です。また、どのような進路を選択するとしても、挨拶や身だしなみ等の「基本的な生活習慣、基本的な生活態度」の定着が大切になります。そして、継続して取り組んでいく労働習慣が必要になります。更に職場適応に向けた職業適性も必要になります。お子さんの今を受け止めながら、今できることを一つ一つ積み重ねていきましょう。それぞれの年齢、発達の段階に応じて、お子さん自身が主体的に取り組んでいけるよう支援していきましょう。

## 5 施設入所、グループホームなどの利用

「生活の場」について考えてみましょう。生活の場の一つとして考えられる施設入所については、次のような要件を満たしている必要があります。

※ 対象者

- 生活介護を受けている者であって障がい支援区分が区分4以上（50歳以上の者にあつては区分3以上）である者
- 自立訓練又は就労移行支援（以下「訓練等」という。）を受けている者であつて、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者、又は地域における障がい福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者

「愛媛県中予、南予地域の施設入所支援サービスを有する施設」については、「P21」に掲載しています。国の社会福祉施策には、「施設入所から地域生活への

移行を進める」という基本的な考え方があります。そのため、今後、入所施設が増える予定はありません。それに代わって、グループホームの充実が課題になっています。

※ 南予地域でグループホームを行っている主な障がい福祉サービス事業所

夢・たまご(大洲市)	S a. おいでや(大洲市)	松葉学園(宇和町)
SHOW-YA(宇和町)	野村育成園(野村町)	ひだまり工房(鬼北町)
フレンドまつの(松野町)	ひだまり(松野町)	上谷ひより(宇和島市)
いちごの里(愛南町)		

※ 松山市でグループホームを行っている主な障がい福祉サービス事業所

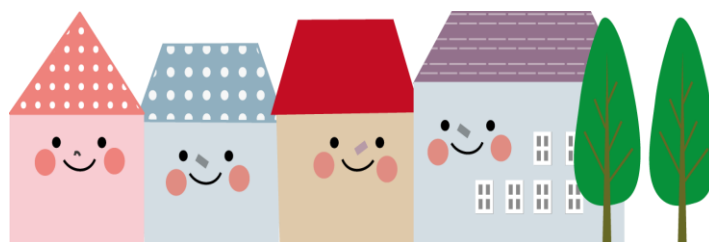
AWC(アサナミワークキャンプ)	松山福祉園	道後ゆう	さなえ
ひらい園	久谷	はばたき園	しげのぶ清愛園

詳しくは、「WAM NET(ワムネット)」<<http://www.wam.go.jp>>障がい福祉サービス事業所情報で検索ができます。(「所在地で探す」をクリックして、「都道府県」、「該当の市町」を選び、住まいの場(グループホーム)で検索してください。)

現在、入所施設、グループホームは基本的に定員を満たしており、希望者が待機している状態です。ただ、地域に入所やグループホーム利用を望んでいる人がいれば、障がい福祉サービス事業所は新たなグループホームを増設する可能性が十分あります。また、既に入所している人がグループホームに移れば、新たに入所の枠が生じる可能性もあります。(障がい福祉サービス事業所によって事情は異なります。)

将来、入所やグループホーム利用を希望する場合には、当該事業所や相談支援専門員、市町役場福祉課に対して早期に相談し、ニーズを伝えることが重要です。

また、学校の長期休業中や週末等に、放課後等デイサービス・日中一時支援・短期入所等を利用して、障がい福祉サービス事業所の方に本人の様子を知ってもらうことも大切です。「障がい福祉サービス受給者証」を発行してもらうには、聞き取り調査や利用計画案の作成等が必要になります。市町役場福祉課へ早め(利用予定日より1か月以上前)の申請が必要になります。



## 6 本校の進路関係行事

本校の主な進路関係行事は以下のとおりです、中でも、**枠で示した行事**は、全保護者対象の行事で、学校から様々な進路情報を提供します。

詳しくは、時期が近付きましたらお知らせしますので、是非御参加ください。

	実施時期	行事	内容(目的)	対象
1 学期	5月上旬	<b>第1回進路懇談会</b>	昨年度卒業生の進路状況、本校の進路指導への取組の概要の説明。	保護者
	6月	中学部現場実習	※「中学部現場実習(P11参照)」	
		高等部前期現場実習	※「高等部現場実習(P12参照)」	
	7月上旬	求職受理相談	高等部3年生のうち、就職を希望する者が、公共職業安定所の担当者に、就職について相談をする。	該当生徒 保護者
夏 休み	8月下旬	個人実習	※「長期休業中の個人実習(P13参照)」	
2 学期	10月	高等部後期現場実習	※「高等部現場実習(P12参照)」	
	11月上旬	<b>就労についての学習会</b>	児童生徒の自立と社会参加を促進するため、家庭、地域及び労働、福祉等の関係機関との連携を深める。	保護者 教職員
	12月	進路相談(四者面談)	進路相談を希望する高等部2年生が、卒業後の進路について、担任、進路課長に相談する。	該当生徒 保護者
3 学期	1月下旬	<b>第2回進路懇談会</b>	各部のニーズに応じた進路情報の提供。(部別実施の予定)	保護者
春 休み	3月下旬	個人実習	※「長期休業中の個人実習(P14参照)」	

※ 上記行事の他に、高等部については、市町の福祉課職員と相談支援専門員との進路学習会があります。

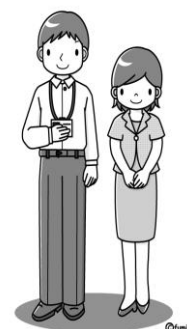
## 7 障がい者福祉の相談窓口

### (1) 市町の福祉課職員、相談支援専門員(連絡先:P24参照)

障がい者福祉に関する相談は、お住まいの市町福祉課や、地域の相談支援事業所の専門員が窓口になっています。

### (2) 高等部進路学習会

本校高等部では、1年から3年までの各学年単位で、市町の福祉課職員や相談支援専門員を招いて、生徒・保護者が交流や相談を行う会を実施しています。対象生徒の保護者の皆様には事前に御案内しますので、是非御参加ください。



## 8 進路決定までの流れ

次の表は、高等部に入学してから卒業後の進路を決定するまでの流れを簡単にまとめたものです。お子様の進路希望に沿って参考にしてください。

1年	4月	進路希望調査			
	6月	校内実習			
	10月	校内実習			
2年	4月	進路希望調査			
		就職希望者	福祉事業所の利用希望者		
	6月	一般事業所での現場実習／校内実習		校内実習	
	夏季休業	一般事業所での個人実習（希望者のみ）		（日中一時支援や見学・体験等）	
	10月	一般事業所での現場実習／校内実習		校内実習	
	12月	進路課長を交えた進路相談（四者面談） ※希望者のみ			
	学年末休業	一般事業所での個人実習（希望者のみ）		（日中一時支援や見学・体験等）	
3年	4月	進路希望調査			
		就職希望者	福祉事業所の利用希望者		
	6月	一般事業所での現場実習		福祉事業所での現場実習	
	7月	求職受理相談			
	夏季休業	一般事業所での個人実習（希望者のみ）		（日中一時支援や見学・体験等） （市町役場への福祉サービス利用申請）	
	10月	一般事業所での現場実習	一般事業所への 求職相談 ↓	福祉事業所での 現場実習（アセスメント）	利用の打診 ↓
	12月・1月	一般事業所での個人実習 （未定者）		市町役場への 福祉サービス利用申請	
	進路先決定				

※ 障がい福祉サービス事業所の放課後等デイサービス・日中一時支援・短期入所等の利用については、早めに市町役場福祉課や相談支援専門員（連絡先P24参照）に御相談ください。見学や体験については、直接障がい福祉サービス事業所へお問い合わせください。

## 9 中学部現場実習

本校中学部では、進路指導の一環として毎年1回現場実習を実施しています。

### (1) 対象者

中学部3年（全員）

### (2) 目的

校外の施設での体験を通して、働くことの楽しさや厳しさ、職場でのルール等を学び、将来の社会参加や自立に役立てる。

### (3) 実施時期、期間

年1回（6月）、5日間実施

### (4) 実習場所

学校周辺を中心とする障がい福祉サービス事業所

## 10 高等部現場実習

### (1) 現場実習とは

高等部では、進路指導の一環として、毎年2回現場実習を実施しています。卒業後の企業への就職、障がい福祉サービス事業所利用のほとんどは、現場実習を通じて実現しており、卒業後の進路を決定するために必要な体験学習です。

### (2) 日程（土日を除く）

行事名	実施時期	期 間
高等部前期現場実習	6月	校外実習…2週間
		校内実習…1週間
高等部後期現場実習	10月	校外実習…2週間
		校内実習…1週間



### (3) 目的

現場実習は、校外実習と校内実習に分かれ、目的は次のとおりです。

	目 的
校外実習	障がい福祉サービス事業所や一般事業所等での実習を通して、実際の社会や職場での生活を体験し、働く力や意欲を身に付けるとともに、将来の進路選択につなげる。
校内実習	一般事業所からの委託作業等を毎日継続して行うことにより、職場での生活を模擬体験し、働く力や意欲を身に付ける。

### (4) 対象者、実習場所、実習期間

校外実習、校内実習それぞれの対象者は次のとおりです。

	対象者	実習場所	実習期間
校外実習	3年生 一般事業所への就職を希望し、現場での実習を希望する生徒	一般事業所 (企業等)	2週間
	障がい福祉サービス事業所の利用を希望し、現場での実習を希望する生徒		
	2年生 一般事業所への就職を希望し、現場での実習を希望する生徒	一般事業所 (企業等)	
校内実習	3年生 校内での実習を希望する生徒	本校高等部	1週間
	2年生 障がい福祉サービス事業所の利用を希望する生徒 校内での実習を希望する生徒		
	1年生 全員		

※ 一般事業所での校外実習参加者については、作業学習や校内実習等の評価を基に、働く意欲や態度、現場で働くための体力等を検討した上で決定します。また、3年生を優先的に配置するため、2年生の実習場所については、事業所の都合や本人の適性、学校の引率体制等の事情により、希望と違う場所になる場合もあります。

※ 校外実習の実習期間は2週間を基本としていますが、事業所や本人の都合等により短くなる場合もあります。その場合、残りの期間は学校で授業や校内実習を行います。

### (5) 実習内容

	実習内容
校外実習	<ul style="list-style-type: none"> <li>各産業現場における仕事の体験。(例：スーパーでの総菜パック詰め、食品加工会社での商品袋詰め、コンテナの洗浄、清掃、ごみの分別等)</li> <li>各障がい福祉サービス事業所における作業。(例：企業からの委託作業や農作業、クッキー作り等)</li> </ul>
校内実習	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業からの委託作業(例：箸の袋入れ、クラッカーの袋詰め、折り箱の仕切り組立、パンフレットへのスタンプ押し等)</li> <li>窓拭き等の校内整備作業</li> </ul>

## (6) 校外実習の実習形態

校外実習は、引率実習と個人実習に分かれます。

	教員の引率	実習単位	条 件
引率実習	あり	3～5人程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「(4) 対象者」の条件に準ずる</li> <li>・ 1事業所当たり数名の実習生がいなければ実現しない。</li> </ul>
個人実習	なし (3日に一度程度教員が訪問し指導する。)	原則1名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として既に<b>校外実習を経験している生徒</b>。</li> <li>※ ただし、保護者が事業主に直接了承を得ている場合等はこの限りでない。</li> <li>・ 家庭から直接通勤する場合、単独での通勤が可能な生徒。</li> </ul>

## (7) 校外実習の希望調査 (2、3年生のみ)

校外実習の希望は、おおよそ以下の時期にお伺いします。校外実習を希望される方は、学級担任に御相談ください。

	校外実習希望調査時期
校外実習	年度当初(4月)の懇談
校内実習	2学期当初(9月)の懇談

## (8) 具体的な実習先

具体的な実習先希望については、現在までの現場実習協力企業や障がい福祉サービス事業所一覧(P22・23 参照)等を参考に、学級担任に御相談ください。

ただし、事業所の事情、本校教員の引率の事情等により、希望の実習先と違う場所になることもあります。

また、初めて校外実習を希望する生徒につきましては、原則引率実習となるため、引率が可能な学校周辺の事業所等に限られますが、事業所によっては対応できる場合もあります。上記企業にこだわらず、地域に気になる事業所がありましたら、お気軽に御相談ください。

## 11 長期休業中の個人実習

学校行事ではありませんが、希望者については、長期休業中の個人実習も実施しています。詳細については、次のとおりです。

### (1) 目的

就職を希望する生徒が、保護者の指導の下事業所で実習し、実際の仕事や職場の環境に慣れるとともに、本人の適性を見極める。

### (2) 対象生徒

ア 夏季休業中…就職を希望する2、3年生

イ 冬季休業中…就職希望の3年生のうち、当該事業所に就職見込みの場合にのみ実施

ウ 学年末休業中…就職を希望する2年生

エ 原則として現場実習をすでに経験し、一人でも実習ができる者

オ 単独で通勤できる者(単独通学生を原則とするが、寄宿舎生のうち、自宅が遠いなどの理由で単独帰省の練習ができない者については柔軟に対応する。)

カ 保護者の承諾及び指導が得られる者



### (3) 実習先

本人、保護者の希望を基に、学級担任と相談しながら進路課が決定する。

### (4) 実習形態

個人実習

### (5) 期間について

1週間～2週間とする。(期間及び実習時間については、本人、保護者の希望を基に、事業所と相談した上で決定する。)

### (6) 希望調査

長期休業中の個人実習を希望される場合、次の時期までに学級担任まで御相談ください。

	希望調査時期
夏季休業中の個人実習	7月上旬
学年末休業中の個人実習	2月下旬

長期休業中の個人実習は学校行事ではありません。あくまで、保護者の指導の下で行う実習であり、本人の適性或事業所の都合により、実習ができない場合もあります。あらかじめ御了承ください。

## 12 平成28年度高等部現場実習(校外実習)における実習先

### (1) 前期現場実習 平成28年6月22日(水)～7月1日(金) 土日を除く7日間

#### ア 福祉事業所

[23日(木)も除く]

No	事業所名	実習先住所	作業内容	実習生徒数
1	障がい者支援施設 大洲育成園	大洲市市木 1215	余暇活動、機能訓練等	男子1名
2	株式会社 夢・たまご	大洲市平野町野田乙 961-1	折箱製造	男子4名
3	障がい福祉サービス事業所 ワークいかた	伊方町九町 6-840	委託作業	男子2名
4	八幡浜市障がい者施設 いきいきプチファーム	八幡浜市松柏乙 648-1	委託作業・茶の配合等	男子1名
5	障がい福祉サービス事業所 わくわくみらい館やわたはま	八幡浜市新港 453-18	弁当作り	男子1名 女子1名
6	障がい者支援施設 松葉学園 (いっとき館)	宇和町神領 534	委託作業、創作活動	男子5名
7	多機能型事業所 KOHOLA	宇和町卯之町 5-234	委託作業・菓子製造	男子3名
8	障がい者支援施設 野村学園	野村町野村 16-448	清掃・リサイクル	男子1名
9	ひだまり工房	鬼北町近永 1027	パン・弁当作り等	女子1名
10	株式会社 トモニえひめ	鬼北町大字永野市 1607	クリーニング・清掃等	女子1名
11	多機能型支援事業所 フレンド	松野町豊岡 4594	ラベル貼り	女子1名
12	八つ鹿工房(高光)	宇和島市和霊元町 2-4-27	陶芸・委託作業等	男子2名 女子2名
13	多機能型事業所 たんぼぼスマイル	宇和島市保田乙 647-3	菓子作り・委託作業等	女子3名
14	多機能型事業所 くりーむしちゅう	宇和島市津島町高田甲 2023-9	食品加工補助	男子1名 女子1名
15	多機能型事業所 南生	愛南町城辺甲 204-1	売店業務、委託作業	女子1名





イ 産業現場（一般事業所）

No	事業所名	実習先住所	作業内容	実習生徒数
1	大森産業株式会社	内子町平岡甲 155	製造作業	男子 1 名
2	昭和刷子株式会社	内子町平岡甲 400-1	製造作業	男子 1 名
3	デイサービスセンターゆうゆう大洲	大洲市田口甲 1895-2	清掃、介護補助	男子 1 名 女子 1 名
4	老人保健施設 フレンド	大洲市東大洲 39	清掃、介護補助	男子 1 名
5	フジグラン大洲	大洲市中村 246-1	品出し、清掃等	男子 1 名
6	フジグラン北浜	八幡浜市北浜 1-4-33	商品化、品出し	男子 1 名
7	株式会社 ミヤモトオレンジガーデン	八幡浜市川上町川名津甲 388	柑橘栽培等	男子 1 名
8	KOHOLA 八幡浜事業所(A型)	八幡浜市五反田 1-76-3	清掃、洗濯等	女子 1 名
9	コーナン ホームストック宇和店	宇和町上松葉 75-1	品出し、清掃等	男子 3 名 女子 1 名
10	有限会社 南予園芸	宇和町久枝 1373	柑橘栽培等	男子 3 名
11	特別養護老人ホーム 松葉寮	宇和町久枝甲 1434-1	洗濯物たたみ	男子 4 名 女子 2 名
12	アールアイシー 株式会社	宇和町下松葉 196-1	製造作業	男子 3 名
13	株式会社アール・シー・フードパック	宇和町卯之町 2-575	製造作業	男子 2 名
14	株式会社 コメリ宇和店	宇和町上松葉 69-1	清掃、品出し	男子 1 名
15	株式会社 レデイ薬局れんげ店	宇和町上松葉 160-1	清掃、品出し	女子 1 名
16	株式会社フジ 宇和店	宇和町卯之町 4-654	商品化、品出し	女子 1 名
17	ショッパーズ宇和店	宇和町卯之町 5-390	商品化、品出し	女子 1 名
18	株式会社 百姓百品村	野村町野村 12-75	栽培、収穫作業	男子 1 名
19	吉田町図書館	宇和島市吉田町立間尻甲 1802-3	清掃、雑務	女子 1 名
20	デイサービスセンター未来	宇和島市丸穂町 1 丁目 9-30	介護補助、清掃	男子 1 名
21	グループホームつしま	宇和島市津島町高田甲 83-1	介護補助、清掃	女子 1 名

(2) 後期現場実習 平成28年10月17(月)～10月28日(金) 土日を除く10日間

ア 福祉事業所

No	事業所名	実習先住所	作業内容	実習生徒数
1	障がい者支援施設 松山福施園	松山市権現町甲 141	弁当作り等	男子 1 名
2	障がい者支援施設 大洲育成園	大洲市市木 1215	余暇活動、機能訓練等	男子 1 名
3	指定生活介護事業所 あゆむ苑	大洲市東大洲 306	余暇活動、機能訓練等	男子 1 名
4	株式会社 夢・たまご	大洲市平野町野田乙 961-1	折箱製造	男子 2 名
5	障がい福祉サービス事業所 ワークいかた	伊方町九町 6-840	委託作業	男子 2 名
6	八幡浜市障がい福祉サービス事業 所いきいきプチファーム	八幡浜市松柏乙 648-1	委託作業・茶の配合等	男子 2 名
7	障がい福祉サービス事業所 わくわくみらい館やわたはま	八幡浜市新港 453-18	弁当作り	男子 1 名 女子 1 名
8	SHOW-YA (あい笑)	宇和町小原 296-1	弁当作り	女子 1 名
9	障がい者支援施設 松葉学園 (いっとき館)	宇和町神領 534	委託作業・創作活動等 喫茶業務	男子 4 名 女子 1 名
10	多機能型事業所 KOHOLA	宇和町卯之町 5-234	委託作業・菓子製造	男子 4 名
11	指定障がい者支援施設 野村学園	野村町野村 16-448	清掃・リサイクル	男子 1 名
12	ゆいの里	宇和島市三間町増田 20	よもぎの入浴剤作り	男子 1 名
13	ひだまり工房	鬼北町近永 1027	パン・弁当作り等	女子 1 名
14	株式会社 トモニーえひめ	鬼北町大字永野市 1607	クリーニング・清掃等	女子 1 名
15	八つ鹿工房 (和霊・高光)	宇和島市和霊元町 2-4-27	清掃・委託作業等	男子 2 名 女子 2 名
16	多機能型事業所 たんぼぼスマイル	宇和島市保田乙 647-3	菓子作り・委託作業等	女子 3 名
17	多機能型事業所 南生	愛南町城辺甲 204-1	売店業務補助	女子 1 名

## イ 産業現場（一般事業所）

No	事業所名	実習先住所	作業内容	実習生徒数
1	DCM ダイキ株式会社 松前店	松前町筒井 850	品出し、清掃等	女子1名
2	株式会社 ひごペットフレンドリー	松前町筒井 850 エミフル MASAKI 店	品出し、清掃等	女子1名
3	株式会社フジ フジ内子店	内子町内子 1455	商品化、品出し	男子1名
4	昭和刷子 株式会社	内子町平岡甲 400-1	製造作業	男子1名
5	株式会社 誠実村	大洲市新谷乙 1522	食品製造	男子1名
6	特別養護老人ホーム 希望ヶ丘荘	大洲市菅田丙 495-34	清掃、介護補助	男子1名
7	株式会社 ゼロベース（A型）	大洲市徳森 1335	大洲市徳森 1335	男子1名 女子1名
8	株式会社フジ フジグラン大洲	大洲市中村 246-1	袋詰め、品出し	男子1名
9	八水蒲鉾 株式会社	八幡浜市保内町川之石 1-242-4	食品製造	男子1名
10	株式会社フジ フジグラン北浜	八幡浜市北浜 1-4-33	商品化、品出し	男子1名
11	ショッパーズ白浜店	八幡浜市向灘高城 229-2	商品化、品出し	女子1名
12	加茂ファーム	宇和町加茂 875	野菜栽培等	男子1名
13	ファッションセンターしまむら宇和店	宇和町上松葉 411-1	清掃、品出し	女子2名
14	株式会社 レディ薬局れんげ店	宇和町上松葉 160-1	清掃、品出し	男子2名
15	西予市民図書館	宇和町卯之町 3-434-1	清掃、雑務	女子1名
16	セブン-イレブン西予宇和町卯之町店	宇和町卯之町 4-550	品出し、清掃、接客等	女子1名
17	ショッパーズ宇和店	宇和町卯之町 5-390	商品化、品出し	女子1名
18	コーナン ホームストック宇和店	西予市宇和町上松葉 75-1	品出し、清掃等	男子4名
19	有限会社 南予園芸	宇和町久枝 1373	柑橘栽培等	男子3名
20	株式会社 百姓百品村	野村町野村 12-75	栽培、収穫作業	男子1名
21	DCM ダイキ(株) 宇和島北店	宇和島市伊吹町カネツキ田 1263	清掃、品出し	男子2名
22	デイサービスセンター きくぞの	宇和島市和霊元町 4-1-12	介護補助、清掃	男子1名
23	株式会社 南予ピージョイ	宇和島市坂下津甲 381-91	食品加工補助	男子2名
24	グループホームつしま	宇和島市津島町高田甲 83-1	介護補助、清掃	女子1名
25	有限会社 ショウエイ	愛南町増田 4588-1	検品作業	男子1名

### 13 <sup>えがお</sup>愛顔のえひめ特別支援学校技能検定に向けた取組

生徒の職業能力及び勤労意欲を高め、企業等に生徒の働く力をアピールし、雇用促進を図る、という目的で、平成26年度から技能検定がスタートしました。平成27年度は7月と12月の2回開催され、本校から41名の生徒が参加しました。今年度も、年に2回開催されます。また、清掃部門については、地区検定も行われます。

今年度実施される部門は、次の四つです。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 清掃サービス部門〔清掃業務における基本的な清掃：6種目〕</li> <li>② 接客サービス部門〔喫茶店における接客業務〕</li> <li>③ 販売実務サービス部門〔スーパー等におけるバックヤードの業務：2種目〕</li> <li>④ 情報サービス部門〔事務関係における文書作成等を行う業務：2種目〕</li> </ul> |
|---|

検定では、評価表に基づき審査員が評価を行い、評価結果を基に技能検定実施委員会で審議し、愛媛県教育委員会から、認定証（1～10級）を授与されます。各部門のテキストが、愛媛県教育委員会ホームページ、特別支援教育課の「技能検定」に掲載されています。

#### （1）技能検定に向けた「キャリアトレーニング」

「キャリアトレーニング」は、本校産業科の生徒を中心に、金曜5・6校時の作業学習の時間に、技能検定と同様の①清掃サービス班・②接客サービス

班・③販売実務サービス班・④情報サービス班に分かれて学習していく取組の名称です。技能検定での認定を目指して、働くために必要な意欲や態度、知識、技能等を身に付けるために実施しています。対象は、産業科の生徒（1～3年）と受検を希望する普通科の生徒です。普通科の生徒においては、技能検定のテキストの内容を読んで受検を希望する生徒について、キャリアトレーニングへの参加を検討します。

## （2）技能検定の内容を踏まえた各部でのキャリア教育

全校児童生徒を対象に、技能検定の内容や取組をきっかけとし、日常生活の指導における清掃や挨拶、各教科や生活単元学習、作業学習等における学習内容の見直し、授業改善を行っています。キャリア教育の指導目標に、「意識・主体性・意欲を育てる教育」を位置付け、卒業後の働く生活の実現、人生の質の向上を目指して、各部のキャリア発達段階を設定しています。小学部は「基本行動の確立、行動の意識化」、中学部は「生活意欲の向上、勤労観の育成」、高等部は「働く意欲の向上、職業観の育成」、訪問教育は「基本行動の確立、意欲の向上」を掲げ、昨年度に引き続き実践的な取組を行っています。

## 14 おわりに

国連障害者権利条約の理念を実現するため、我が国でも「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがいのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」（障害者基本法第1条）ことを目的とし、法整備が進んでいます。今年の4月には、障害者差別解消法も施行されました。障がいがあってもなくても、あたりまえに住み慣れた地域で安心して生き生き暮らすことができる社会を一人一人が意識してつくっていきけるよう取り組んでいく必要があります。

お子さんの進路について考えることは、今の生活をより良くするとともに、社会との架け橋や人と人とを結ぶ糸にもなっています。一本一本大切に、巡り会う一人一人を尊重しながら、何より今を大切にに取り組んでいきたいものです。

そして、権利には義務、自由には責任が伴います。決して我田引水にならぬように気を引き締め、相手の気持ちを尊重し、確認しながら、物事を進めていかなければなりません。まだまだ障がいのある人への社会の理解は薄く、自立や社会参加への障壁になっています。それでも、リオデジャネイロで行われたパラリンピックで輝いた選手たちのように、障がいのある人の能力や特性をより具体的に社会に伝え、理解してもらえるよう努めていきたいものです。

「進路についてよく分からない。」「より具体的なことが知りたい。」など、御質問や御意見がございましたら、学級担任もしくは、進路課までお気軽にお伝えください。今後ともどうかよろしくお願ひします。

① 障がい者総合支援法における障がい福祉サービス

こんなサービスが利用できます

介護給付（生活を支援するサービスです。）

	名 称	内 容	対 象
居宅生活の支援サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅での入浴・排せつ・食事の介護、調理、洗濯、掃除等生活全般にわたる助言、援助を行います。	障がい支援区分1以上である障がい者(児)
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動中の介護などを総合的に行います。	障がい支援区分4以上であって2肢以上にまひがある障がい者(児)
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。	身体介護を伴わない場合・・・区分認定の必要なし 身体介護を伴う場合・・・障がい支援区分2以上である障がい者(児)
	行動援護	自己の判断能力が制限されている人が行動するときに、危機を回避するために必要な支援・外出支援を行います。	障がい支援区分3以上であって、認定調査項目の内行動関連項目等の合計点数が8点以上である障がい者(児)
	療養介護	医療と同時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理・看護・介護及び日常生活の世話をを行います。	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者
	生活介護	施設において、昼間入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。	常時介護者の支援が必要な障がい者 通所の場合・・・障がい支援区分3以上 (50歳以上は区分2以上) 入所の場合・・・障がい支援区分4以上 (50歳以上は区分3以上)
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が疾病その他の理由により介護ができない場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴・排泄・食事の介護等を行います。	障がい支援区分1以上の障がい者(児)
	重度障がい者等 包括支援	介護の必要性がとてもし高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	障がい支援区分6以上に該当する障がい者で意思疎通に著しい困難を有する障がい者
夜間の居宅支援サービス	共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴・排せつ・食事等を行います。	障がい支援区分2以上の障がい者
	障がい者支援施設での 夜間ケア等 (施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。	生活介護を受けている者であって障がい支援区分4以上(50歳以上のものにあつては区分3)以上の障がい者入所しながら訓練等給付を受ける場合は条件あり

訓練等給付(自立を支援するサービスです。)

	名 称	内 容	対 象
日中の活動支援サービス	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	・病院を対象・退院した者であつて、地域生活への移行を図るうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な障がい者 ・特別支援学校を卒業した者、継続して通院により症状が安定している障がい者
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	就労を希望する者であつて、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得もしくは就労先の照会その他の支援が必要な65歳未満の障がい者
	就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び向上のために必要な訓練を行います。	A型・・・企業に就労することが困難な者であつて、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がい者 B型・・・就労移行支援事業を利用したが一般就労に結びつかない場合や、B型の利用が適当と判断された障がい者、就労経験がある方で一般企業に雇用されることが困難になった障がい者
夜間の居宅支援サービス	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	障がい支援区分1以下に該当する障がい者

地域生活支援事業（地域の実情やニーズに応えるサービスです。）

	名 称	内 容	対 象
地域生活支援事業	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者の方々に向けて、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促すことを目的としています。	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を保持している者であって、屋外の移動に著しい制限がある障がい者(児)
	日中一時支援事業	日中、短期入所事業所及び生活介護事業所等において、障がい者及び障がい児に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他、市が認めた支援を行います。また、その事業により障がい者等の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を保持している者であって、介護者の疾病やその他の理由により一時的な預かりを必要とする障がい者(児)
	地域活動支援センター事業	障がいのある方々が当該センターに通うことにより、創作的活動又は生産活動の機会を得ることができ、地域社会との交流が促進されることを目的としています。	地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者

障害児支援事業（障害児の療育・支援をするサービスです。）

	名 称	内 容	対 象
障がい児支援事業	児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児
	医療型児童発達支援	未就学の障がい児に児童発達支援及び治療を行います。	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要であると認められた障がい児
	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。	学校に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児

※障がい支援区分は職員が行う認定調査を基に、定められた障がい支援区分基準時間をコンピューターで算出し、1次判定を行います。その1次判定を基に審査会において、行動障がい項目、障がいの特性を補足的とらえるための項目、医師の意見書、調査における特記事項を考慮して総合判定が成されます。

※障がい支援区分は非該当から区分6までに判定されます。

※障がい児については障がい支援区分認定はありません。また、医学的診断名または障がい者手帳を持っていなくても療育を受けることが必要であると認められる場合はサービスを利用することができます。

## ② 障害者手帳取得のメリット

- ・ 障害者手帳とは、「公的」に認定を受けると発行される次のものを言います。  
 身体障害者手帳：身体に障がいのある人を対象  
 療育手帳：知的に障がいのある人を対象  
 精神障害者保健福祉手帳：精神に障がいのある人を対象
- ・ 障害者手帳取得のメリット  
 障害者手帳を持つことで、一貫したサービスを受けることができるとともに、次のような様々なメリットがあります。



平成 25 年 4 月から、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の色及びサイズが統一されました。これまでは、それぞれの色や大きさが異なっていましたが、身体・知的・精神の 3 障がいを区別しない意識を育むとともに、手帳の取得や利用を促し、社会参加の促進や民間サービスの向上等を期待しています。

また、障がいのある人は、20 歳から障害基礎年金を受け取ることができます(月額：1 級 81,258 円、2 級 65,008 円)。本人が 20 歳になるまでは、特別児童扶養手当が支給されます。(月額：1 級 51,500 円、2 級 34,300 円)。障がいの程度によっては、支給されない場合もありますので、市町福祉課までお問い合わせください。

何より、障害者手帳はこういった公的福祉サービスの受給のための証明書としてだけでなく、仕事を行うに当たっての重要な役割も持っています。「障害者雇用促進法」により、国、地方公共団体、一般事業主（常用労働者数 50 人以上の民間企業）は、法令に定められた率（法定雇用率といいます）以上の障がい者を雇用する義務があります。具体的には、通常の企業においては雇用する全従業員の数の 2% 以上の障がい者を雇用しなければならないことになっています。

## ③ 就労に関係する支援機関

(H28 年 4 月現在)

公共職業安定所	住 所	電話番号
ハローワーク大洲	大洲市中村長畑 210-6	(0893) 24-3191
ハローワーク八幡浜	八幡浜市松柏丙 838-1	(0894) 22-4033
ハローワーク宇和島	宇和島市天神町 4-7	(0895) 22-8609
障がい者就業・生活支援センター「ねっと Work ジョイ」	西予市宇和町卯之町 5-234	(0894) 69-1582
障害者就業・生活支援センター「きら」	宇和島市大宮町 3-2-10	(0895) 22-0377
愛媛障害者職業センター	松山市若草町 7-2	(089) 921-1213
愛媛県立宇和島高等技術専門学校	宇和島市柿原神の前 1712	(0895) 22-3410
愛媛県立松山高等技術専門学校	松山市本町 7-2	(089) 924-5808
宿泊型自立訓練事業所 どうぞ清友寮	松山市道後今市 1-7	(089) 924-0077



## ④ 愛媛県中予、南予地域の施設入所支援サービスを有する施設

(H28年4月現在)

所在地	施設名	設置主体	電話番号	併設サービス
東温市 田窪	しげのぶ清流園	(福)愛媛県社会福祉事業団	089-955 -2501	生活介護、短期入所
東温市 田窪	しげのぶ清愛園	(福)愛媛県社会福祉事業団	089-964 -2224	生活介護、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援B型、短期入所
松山市 道後今市	えひめ障害者支援施設 道後ゆう	(福)愛媛県社会福祉事業団	089-925 -2956	生活介護、機能訓練、就労移行支援
松山市 苟木	障害者支援施設 かなさんどう	(福)泰斗福祉会	089-994 -7155	生活介護、機能訓練、短期入所
松山市 中野町	はばたき園	(福)宗友福祉会	089-963 -3772	生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型
松山市 津吉町	障害者支援施設 みどり園	(福)宗友福祉会	089-963 -3332	生活介護、短期入所
松山市 津吉町	みどり園 マウント ヒルズエステート	(福)宗友福祉会	089-963 -3332	生活介護
松山市 下伊台	福祉工房 いだい清風園	(福)愛媛県社会福祉事業団	089-977 -0080	生活介護、就労継続支援B型
松山市 中野町	障害者支援施設 久谷	(福)親和園	089-963 -1126	生活介護
松山市 中野町	障害者支援施設 アイル	(福)親和園	089-963 -1283	生活介護、短期入所
松山市 平井町	障害者支援施設 ひらい園	(福)完愛会	089-970 -4411	短期入所、生活介護
松山市 福角町	障がい者支援施設 松山福祉園	(福)福角会	089-979 -4566	生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型
松山市 福角町	指定障害者支援施設 いつきの里	(福)福角会	089-978 -1166	生活介護
大洲市 春賀	障害者支援施設 大洲ホーム	(福)三善会	0893-26 -1216	生活介護、短期入所
大洲市 市木	大洲市立 大洲学園	大洲市	0893-25 -2025	生活介護
大洲市 市木	障がい者支援施設 大洲育成園	(福)	0893-25 -5251	生活介護、就労継続支援、短期入所
西予市 宇和町	障害者支援施設 希望の森	(福)西予総合福祉会	0894-62 -5500	生活介護、短期入所
西予市 宇和町	障害者支援施設 松葉学園	(福)西予総合福祉会	0894-62 0471	生活介護、就労継続支援B型、短期入所
西予市 野村町	指定障害者支援施設 野村学園	(福)野村町社会福祉協会	0894-72 -0448	生活介護
西予市 野村町	指定障害者支援施設 野村育成園	(福)野村町社会福祉協会	0894-72 -0826	生活介護、短期入所、居宅介護、行動援護、重度訪問介護
松野町 豊岡	障害者支援施設 フレンドまつの	(福)宇和島福祉協会	0895-42 -1122	生活介護、短期入所
松野町 豊岡	障害者支援施設 ライフまつの	(福)宇和島福祉協会	0895-42 -2211	生活介護、短期入所
宇和島市 三浦東	障害者支援施設 豊正園	(福)宇和島福祉協会	0895-29 -0061	生活介護、短期入所
愛南町 中川	障害者支援施設 いちごの里	(福)共生福祉会	0895-84 -3346	生活介護、短期入所

## ⑤ 南予地区の主な障害福祉サービス事業所(就労移行支援、就労継続支援、生活介護)

(H28年10月現在)

地域	事業所名	サービス内容	住所	電話番号
内子	就労継続支援B型事業所 ほうしこ作業所	就労継続支援(B型)	喜多郡内子町城廻 613 番地 1	(0893)23-9347
	障がい者福祉サービス事業所 うちこ工房	就労移行支援 就労継続支援(A型) 就労継続支援(B型)	喜多郡内子町五十崎甲 1743 番地 4	(0893)59-2929
大洲	大洲市立大洲学園	生活介護	大洲市市木 1005 番地 1	(0893)25-2025
	障がい者支援施設 大洲育成園	生活介護	大洲市市木 1215 番地	(0893)25-5251
	桃太郎工房	就労継続支援(B型)	大洲市市木 1215 番地	(0893)25-5251
	障害者支援施設 大洲ホーム	生活介護	大洲市春賀甲 1688	(0893)26-1216
	株式会社 ゼロベース	就労継続支援(A型)	大洲市徳森 1335 番地	(0893)57-6338
	指定生活介護事業所 あゆむ苑	生活介護	大洲市東大洲 306 番地	(0893)50-8033
	あいわ苑	就労継続支援(B型)	大洲市若宮 625 番地 4	(0893)24-4417
	就労継続支援B型作業所 Sa. おいでや	就労継続支援(B型)	大洲市新谷乙 1576-1	(0893)57-6608
	障害者就労サポートおおず	就労継続支援(A型) 就労継続支援(B型)	大洲市常磐町 18 番地 1	(0893)24-3640
株式会社 夢・たまご	就労移行支援 就労継続支援(A型) 就労継続支援(B型)	大洲市平野町野田乙 961 番地 1	(0893)24-3360	
伊方	障がい福祉サービス事業所 ワークいかた	就労移行支援、就労継続支援(B型)、生活介護	西宇和郡伊方町九町 6-840	(0894)39-1010
八幡浜	八幡浜市障害者施設 いきいきプチファーム	就労移行支援、就労継続支援(B型)、生活介護	八幡浜市松柏乙 648 番地 1	(0894)29-1313
	障害福祉サービス事業所 わくわくみらい館やわたはま	就労継続支援(B型)	八幡浜市新港 435 番地 18 健康惣菜専門店わくわく	(0894)21-3333 (0894)21-1425
	就労継続支援A型 KOHOLA	就労継続支援(A型)	八幡浜市五反田 1 番耕地 106	(0894)23-1600
西予	多機能型事業所 KOHOLA	就労移行支援 就労継続支援(B型)	西予市宇和町卯之町 5 丁目 234 番地	(0894)69-1560
	SHOW-YA (あい笑)	就労継続支援(B型)	西予市宇和町小原 296-1	(0894)62-2011
	障害福祉サービス事業所 宇和ひまわりの郷	就労継続支援(B型) 生活介護	西予市宇和町永長 1371 番地	(0894)62-3998
	障害者支援施設 松葉学園	生活介護	西予市宇和町神領 534 番地	(0894)62-0471
	就労継続支援(B型)事業所 いつとき館	就労継続支援(B型)	西予市宇和町神領 534 番地	(0894)62-0471
	就労継続支援B型事業所 虹	就労継続支援(B型)	西予市宇和町稲生 35 番地	(0894)62-2949
	障害者支援施設 希望の森	生活介護	西予市宇和町小野田 1295 番地	(0894)62-5500
	就労継続支援B型 レインボーアグリ	就労継続支援(B型)	西予市野村町野村 12-46	(0894)89-1326
	指定障害者支援施設 野村学園	生活介護	西予市野村町野村 16 号 448 番地	(0894)72-0448
	指定障害者支援施設 野村育成園	生活介護	西予野村町野村 8 号 479 番地 1	(0894)72-0826
就労支援事業所あおぞら(野村育成園)	就労継続支援(B型)	西予市野村町野村 12 号 15 番 1	(0894)72-1221	
鬼北	ひだまり工房	就労移行支援	北宇和郡鬼北町大字永野市 1452 番地 1	(0895)45-3140
	手づくり菜宴 あう	就労継続支援(A型)		
	みもざパン	就労継続支援(B型)	北宇和郡鬼北町大字永野市 70 番地 1	(0895)45-0138
	みらい	自立訓練		
	ピック・アップ	生活介護	北宇和郡鬼北町大字近永 72 番地	(0895)45-3140
	南愛媛療育センター	生活介護 療養介護	北宇和郡鬼北町大字永野市 1607 番地	(0895)45-1101
	株式会社 トモニ・えひめ	就労継続支援(A型)	北宇和郡鬼北町大字永野市 1607 番地	(0895)45-2791
	就労継続支援B型事業所 ほっとホット	就労継続支援(B型)	北宇和郡鬼北町上川 606 番地 2	(0895)49-1455
松野	森の国 ぽっぽ温泉	就労継続支援(A型)	北宇和郡松野町松丸 1661-13	(0895)20-5526
	就労支援事業所 よつば	就労継続支援(B型)	北宇和郡松野町松丸 589-1	(0895)20-5728



松野	障害者支援施設 ライフまつの	生活介護	北宇和郡松野町豊岡 4599 番地 2	(0895)42-2211
	障害者支援施設 フレンドまつの	生活介護	北宇和郡松野町豊岡 4594 番地	(0895)42-1122
	多機能型支援事業所 フレンド	就労継続支援(B型)	北宇和郡松野町豊岡 4594 番地	(0895)42-1335
	(松野地区製造部門)	就労継続支援(B型)	北宇和郡松野町松丸 423-1	(0895)42-1602
宇和島	(吉田地区)就労継続支援 B 型事業所 生活介護事業所	就労継続支援(B型) 生活介護	宇和島市吉田町東小路甲 103 番地 1 (シエイクはんど)	(0895)52-2336
	ゆいの里	就労継続支援(B型)	宇和島市三間町増田 20 番地	(0895)20-7128
	あけぼの園	生活介護	宇和島市泉町 3 丁目 1 番 36 号	(0895)24-1198
	はまゆう共同作業所	就労継続支援(B型)	宇和島市住吉町 1 丁目 5 番 27 号	(0895)25-7708
	障害者支援施設 豊正園	生活介護	宇和島市三浦東 4122 番地 4	(0895)29-0061
	多機能型事業所 たんぼぼスマイル	就労継続支援(B型) 生活介護	宇和島市保田乙 647 番 3	(0895)49-1808
	八つ鹿工房 和霊	就労継続支援(B型)	宇和島市和霊元町 2 丁目 4 番 27 号	(0895)25-0725
	八つ鹿工房 高光	就労移行支援 生活介護	宇和島市高串 1 番耕地 625 番 1	(0895)26-2040
	就労継続支援事業所 ピアさかえ	就労継続支援(B型)	宇和島市伊吹町甲 953 番地の 8	(0895)24-5159
	A・I Hope (アイホープ)	就労継続支援(A型)	宇和島市三間町宮野下 746-26	(0895)20-7010
	就労支援施設 ゆいまーる	就労継続支援(A型) 就労継続支援(B型)	宇和島市川内 1067-1	(0895)27-0381
	多機能型事業所 くり～むしちゆう	就労移行支援 就労継続支援(A型) 就労継続支援(B型)	宇和島市津島町高田甲 2023-9	(0895)49-1344
愛南	なんぐん市場	就労継続支援(A型)	南宇和郡愛南町御荘平山 943	(0895)70-4031 0120-79-0895
	エコヴィレッジなんぐん市場 (山出憩いの里温泉)	就労継続支援(B型)	南宇和郡愛南町緑乙 4082 番地	(0895)72-6263
	こころ	就労継続支援(B型)	南宇和郡愛南町御荘平城 2177 番地	(0895)72-2071
	ワークハウスたちばな	就労継続支援(B型)	南宇和郡愛南町御荘平城 3659 番地 1	(0895)73-0529
	多機能型事業所 南生	就労移行支援 就労継続支援(B型)	南宇和郡愛南町城辺甲 204-1	(0895)72-3778
	いちごの里	生活介護	南宇和郡愛南町中川 1410 番地 1	(0895)84-3346
	カサヨハネ・ヨハネの家	生活介護	南宇和郡愛南町菊川 1158-2	(0895)73-7511

⑥ 南予地区の地域活動支援センター

(H28 年 4 月現在)

地域	事業所名	住所	電話番号
内子	かいと	内子町五十崎甲 1288	(0893)59-2137
大洲	東大洲	大洲市東大洲 270-1	(0893)23-0313
	大洲育成園	大洲市市木 1215	(0893)25-5251
	かみやま	大洲市柚木 1030-5	(0893)24-0308
八幡浜	浜っ子共同作業所	八幡浜市大平 1 番耕地 759-2	(0894)24-7659
	いきいきプチファーム	八幡浜市松柏乙 648-1	(0894)29-1313
	くじら	八幡浜市五反田 1 番耕地 106	(0894)24-6750
西予	まつば共同作業所	西予市宇和町卯之町 4 丁目 379-1	(0894)62-4543
	たんぼぼ工房	西予市野村町野村 12-15	(0894)72-3582
宇和島	青空どりーむ	宇和島市吉田町東小路甲 25-1	(0895)52-4340
	柿の木	宇和島市柿原甲 1128-2	(0895)20-0901
	グリーン工房	宇和島市津島町高田甲 18-1	(0895)20-8277
	たちばな作業所	宇和島市神田川原新 3-1	(0895)24-4404
愛南	いろり	南宇和郡愛南町城辺甲 204-1	(0895)70-4012

※ 上記以外にも、居宅介護、重度訪問介護等、様々なサービスを提供する事業所があります。市町の福祉課等にお問い合わせいただくか、本校進路課まで御相談ください。また、「WAM NET(ワムネット)」<<http://www.wam.go.jp>>障害福祉サービス事業所情報で検索ができます。

⑦ 市町福祉課

(H28年4月現在)

市 町	担 当	住 所	電 話 番 号
松山市役所	障がい福祉課	松山市二番町 4-7-2	(089)948-6936
伊予市役所	福祉課(宮領和子)	伊予市米湊 820	(089)982-1111
内子町役場	保健福祉課 (高本美智子)	喜多郡内子町平岡甲 168	(0893)44-2111
大洲市役所	社会福祉課(久保京子・ 浅野舞・武田倫実)	大洲市大洲 690-1	(0893)24-2111
伊方町役場	保健福祉課(坂本恒)	西宇和郡伊方町湊浦 1993-1	(0894)38-0211
八幡浜市役所	社会福祉課(阿部政彦)	八幡浜市北浜 1-1-1	(0894)22-3111
西予市役所	福祉課 (長野静香・河野友紀)	西予市宇和町卯之町 3-434-1	(0894)62-6406
鬼北町役場	町民生活課(山下悦郎)	北宇和郡鬼北町大字近永 800-1	(0895)45-1111
松野町役場	保健福祉課(兵頭美和)	松野町大字延野々1406-4 (保健センター)	(0895)42-0708
宇和島市役所	福祉課(岡原仁志)	宇和島市曙町 1	(0895)24-1111
愛南町役場	保健福祉課(竹場妙・ 越智田耕平・大間知伸一)	愛南町城辺甲 2420	(0895)72-1212

⑧ 相談支援専門員

(H28年9月現在)

地 域	相談支援専門員(所属事業所)	事業所の住所	電 話 番 号	
伊予市	矢野雄大(くりのみ)	伊予市中山出淵 2-120-1	(089)967-1460	
内子町	菊地健(かいと)	喜多郡内子町五十崎甲 1288	(0893)59-2137	
	永井千恵・青井ヨシミ(うちこ工房)	喜多郡内子町五十崎甲 1743-4	(0893)59-2929	
大洲市	橋本哲志・米澤昌史(大洲育成園)	大洲市市木 1215	(0893)25-5251	
	丸山浩児(大洲ホーム)	大洲市春賀甲 1688	(0893)26-1216	
	村上美智子・岩本未奈(かみやま)	大洲市柚木 1030-5	(0893)57-6110	
伊方町	白石美月(あゆむ苑)	大洲市東大洲 306	(0893)50-8033	
	根来六公・高藤恵 (ワークいかた)	西宇和郡伊方町九町 6-840-1	(0894)39-1010	
八幡浜市	鳥生陽子・瀬戸節子・櫻田志穂 (くじら)	八幡浜市五反田 1-106	(0894)24-6750	
	濱中紀吉(和泉蓮華会:いきいきプチ ファーム)	八幡浜市松柏乙 648-1	(0894)29-1313	
	近藤小百合(あさひみらい:わくわく みらい館やわたはま)	八幡浜市仲野町 358-1	(0894)21-2222	
西予市	宇和・三 瓶・明浜	佐藤茂伸・兵頭光弘・森本久美子 (希望の森)	西予市宇和町小野田 1295	(0894)62-5500
	野村・城川	大田城司・和氣俊恵 (こすもす:野城ふれあい館)	西予市野村町野村 12-446	(0894)89-4165
鬼北町	小林正昭・渡邊千里・高平弥生 (南愛媛療育センター)	北宇和郡鬼北町永野市 1607	(0895)45-1101	
	平丸ヒロコ(叶う:ひだまり工房)	北宇和郡鬼北町近永 72	(0895)45-3140	
松野町	高田香織(なないろ)	北宇和郡松野町豊岡 3011-1	(0895)20-5722	
	佐竹弘匡(相談支援センターまつの)	北宇和郡松野町豊岡 4599-2	(0895)42-2211	
宇和島市	山本隆明(八つ鹿工房)	宇和島市和豊元町 2-4-27	(0895)25-0725	
	酒井三洋・奥川一路(豊正園)	宇和島市三浦東 4122-4	(0895)29-0061	
	河野友城(グリーン工房)	宇和島市津島町高田甲 16-1	(0895)20-8277	
	上杉繁富(はへと:くり~むしちゅう)	宇和島市津島町高田甲 2023-91	(0895)49-6884	
愛南町	内山和志・三浦喜和(柿の木)	宇和島市柿原 1128-1	(0895)20-0901	
	岡雄次(いろり)	南宇和郡愛南町城辺甲 204-1	(0895)70-1070	
	田下洋一(いちごの里)	南宇和郡愛南町中川 1410-1	(0895)84-3346	

※ 各地域の窓口となる相談支援専門員ですが、地域外の相談員に相談することも可能です。